

被災された方へ米子市からのお知らせ (各種支援制度について)

このたびの鳥取県西部地震で、被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

米子市では、皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますよう復旧対策に全力をあげているところですが、その支援策として、次のとおりの事業を行い、また計画しているところです。

これら災害復旧の支援制度等に関しましての様々なご相談を受ける「米子市災害復旧相談室」を、米子市役所4階に開設していますので、いろいろとご相談ください。(当分の間、土・日・祝日も受け付けます。)

(問い合わせ先)「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階 午前8時30分～午後5時

(総合窓口) ☎23-5530~5535
 (//) ☎23-3082・23-3099
 (家屋解体撤去) ☎22-5182・22-5183

①現在実施している制度、事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
災害の事実の証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査のうえ証明する。 (全壊・半壊…調査、一部損壊…聞き取りのうえ即時交付) ※「融資申込」、「住宅入居申込」、「保険金受取り」等に必要	り災証明窓口 (市役所1階) 23-5105
	り災届出証明	動産(家財や商品等)が損壊したことについて、市に届け出たことを証明する。	災害復旧相談室
住宅の修理	災害救助法による応急修理等	天井や壁の破損、雨漏りなどの業者を派遣して応急修理をする。 ・平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯 ・今後収入が見込めない世帯	災害復旧相談室
住宅の清掃・修繕	被災地高齢者等の生活支援事業	自宅の清掃、小修繕(1世帯10万円、特別な場合20万円) ・独居老人・障害者・母子家庭の母・寡婦等対象範囲を検討中	災害復旧相談室
生活必需品の購入等	被災者生活再建支援制度	生活必需品の購入費・住居の移転費の経費を支給する。 (収入500万円以下の世帯に100万円を限度に支給等) ・住宅が全壊した世帯、住宅を解体か解体するに至った世帯	災害復旧相談室
貸付金(一般向け)	災害援護資金	住宅が全半壊か家財の被害金額が3分の1以上の場合に、住宅の改築・補修の費用を貸付 ・所得制限 単身220万円未満、2人430万円未満等 ・貸付限度額 全壊350万円、半壊250万円等 ・無利息、10年償還(内3年間償還猶予)	災害復旧相談室
	生活福祉資金	生活資金・住宅資金・福祉資金の貸付 ※災害援護資金の貸付対象世帯を除く。 ・低所得者世帯(所得制限あり)・障害者世帯・高齢者世帯	市社会福祉協議会 (ふれあいの里) 23-5491
	生活福祉資金特例貸付	地震で被災し、避難しているまたは避難していた世帯で当面の生活費を必要とする世帯(所得制限なし) 貸付限度額10万円	
貸付金 商工業 サービス 農林水産業	母子・寡婦福祉資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
	地震対策特別資金	米子市に事業所のある企業の被害の復旧に要する経費及び当面必要となる運転資金の貸付 ・被害の復旧に要する資金 5,000万円以内 ・運転資金 2,000万円以内 ・貸付利率 保証なし0.64%、保証あり0.54% ・貸付期間 10年以内(据置2年以内)	災害復旧相談室
住宅貸付	住宅金融公庫ほか	災害復興住宅融資 ※詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	各取扱金融機関
義援金	義援金受取り	義援金の受取り	災害復旧相談室
見舞金	見舞金支給	住宅が半壊以上の世帯へ支給 ・全壊…2万円 ・半壊…1万円 (県:全半壊…2万円)	災害復旧相談室

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の提供	市営住宅等への受入れ	被災世帯の市営住宅等への受入れ相談	災害復旧相談室
住宅の修繕・見積り	住宅修繕見積相談	家屋修繕の紹介・見積り等の相談	災害復旧相談室 市建設業協議会
消費生活に関する困りごと	消費生活相談	消費生活に関する契約上のトラブルなどの相談を受ける。	消費生活相談室 23-5379, 35-6566

②現在実施を検討中の制度、事業（制度実施が決定すれば早急にお知らせします。）

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の建替・補修	住宅復興補助金	自分の居住用建物の建設（米子市内）又は補修について補助金を交付する。 ・建設…補助対象限度額 300万円 ・補修…補助対象限度額 150万円 本人負担 1/3	災害復旧相談室
石垣等の補修		崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼす恐れのある損壊した石垣や擁壁等の補修について補助金を交付する。 ・補助対象限度額 150万円 本人負担 1/3	災害復旧相談室
家屋の解体・撤去	災害廃棄物処理事業	居住困難・修理不能の家屋で所有者が解体撤去を希望し、市が認める場合に、市が解体撤去をする。	災害復旧相談室
償還猶予（企業向け）	制度融資の償還猶予	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業に対し、制度融資の既往借入金の償還猶予措置を行う。	災害復旧相談室
市税等の減免		市税・国保料・使用料等の減免	災害復旧相談室

上記制度は、**10月20日現在**のもので、この他にも実施または検討されている制度もありますので、詳しくは、米子市災害復旧相談室へご相談ください。また、工事に入られる方は、被災状況の判る写真、工事見積書、領収書等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

お知らせ

～『り災証明』の申請はお早めに～

被災の程度により、家屋について全壊・半壊・一部損壊の証明をします。
全壊・半壊については、調査のうえ後日交付します。また、一部損壊は、聞き取りのうえ即時交付します。
り災証明は、次のような場合に必要な場合があります。

- ◎融資等を受ける場合
- ◎各種の減免を受ける場合
- ◎見舞金等の支給を受ける場合 など

『り災証明』の申請受付

- ◎場 所 市役所 1階ロビー 受付窓口
- ◎時 間 午前8時30分～午後5時

代理の方でも申請できますが、被災者本人の印章が必要になります。
申請に際し、損壊の状況を記入していただきます。

また、今回の地震被害における融資申込、住宅入居申込、保険金給付請求等のために「り災証明書」を提出される際に、所得証明書、資産証明書、住民票の写し等の各種証明書の添付が必要な場合、各担当課窓口で「り災証明書」（又は受付済証）を提示されますと交付手数料が減免されます。

問い合わせ先 **り災証明受付窓口 ☎23-5105**
または **総務課 ☎23-5331**

発行 米子市災害対策本部（総務課） ☎23-5331

被災された方へ米子市からのお知らせ

(各種支援制度について) -その2-

鳥取県西部地震から一か月が経ちましたが、いまだに余震はおさまらず、不安な日々が続いています。被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますようお祈り申し上げます。

米子市では、復旧対策に全力をあげているところですが、皆様への支援策として、次の制度を実施しますのでお知らせします。

1 新たに実施する制度・事業

●住宅復興補助制度

鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。

- ・自らお住まいの住宅等の新築、建替え、補修、液状化現象等による敷地の整地等を行う方
- ・危険な石垣、擁壁の補修を行う方

【制度の内容】

区分	住宅建設	住宅補修	石垣、擁壁補修												
補助対象者	全壊又は半壊した住宅にお住まいの方で、住宅の新築（米子市内の新築に限ります）を行う方又は住宅の床面積の50%以上の建替えを行う方	損壊した住宅にお住まいの方で、住宅の床面積の50%未満の建替えを行う方又は住宅の補修を行う方	倒壊すると住宅に被害が及んだり、地域の方の生活に支障をきたす危険な石垣、擁壁（お住まいの住宅と一体をなすものに限ります）の補修をする方												
補助対象の工事	新築工事又は建替え工事	建替え工事又は補修工事(家屋としての効用維持や、家屋の構造体の維持のために必要最低限の補修に限ります) 【対象となるもの】 屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋かい、土台、地中の給排水・電気・ガス工事、液状化による敷地の整地工事等 【対象とならないもの】 内壁、天井、建具等	石垣、擁壁等の補修工事（高さ1m以上の補修に限ります） 【対象とならないもの】 道路や隣地との境界のブロック塀等の塀類												
補助金の額	工事費全額（上限300万円）	市が定めた標準的な単価で積算した工事費の額（補助対象経費）により、以下の式で計算した額	工事費の3分の2(上限100万円)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10万円</td> <td>補助金はありません</td> </tr> <tr> <td>10万円～50万円</td> <td>(補助対象経費－10万円)×3/4</td> </tr> <tr> <td>50万円～60万円</td> <td>補助対象経費－20万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～150万円</td> <td>補助対象経費×2/3</td> </tr> <tr> <td>150万円～</td> <td>一律100万円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助金の額	～10万円	補助金はありません	10万円～50万円	(補助対象経費－10万円)×3/4	50万円～60万円	補助対象経費－20万円	60万円～150万円	補助対象経費×2/3	150万円～	一律100万円	
補助対象経費	補助金の額														
～10万円	補助金はありません														
10万円～50万円	(補助対象経費－10万円)×3/4														
50万円～60万円	補助対象経費－20万円														
60万円～150万円	補助対象経費×2/3														
150万円～	一律100万円														
申請の期限	平成14年10月5日	平成13年10月5日													

- ・申請方法 必要な書類は、「住宅復興窓口」に用意しております。まず住宅復興窓口にお越しください。
- ・受付・問い合わせ先 米子市住宅復興窓口（市役所1階市民ホール）☎23-5536・23-5537

●倒壊家屋解体事業

- ・対象家屋 住宅（店舗併用住宅を含む）及び同一敷地内の付属建物
ただし、企業が設置する事業所、公共公益的施設、門・塀は除きます。
- ・解体・撤去の基準 全壊・半壊の状態にあり、居住困難又は修理不能となった家屋で所有者が解体・撤去の申出をし、市が解体・撤去を認めたもの。
- ・解体・撤去の方法（いずれかの方法を家屋所有者に選んでいただきます）
(1) 家屋の所有者が業者を選定し、市・所有者・業者の三者契約を行う。
(2) 市が業者を選定し、市・業者の二者契約を行う。
- ・解体・撤去費用 市が業者に支払う金額は、市が定めた金額以内とします。
- ・倒壊家屋に関係権利等がある場合 所有者の責任において関係権利者（抵当権者等）の同意等が必要になります。
- ・申出の期限 平成12年12月25日まで
- ・受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室（家屋解体撤去相談窓口）☎22-5182・22-5183

◆「り災証明」を発行しています。

被災の程度により、家屋について全壊・半壊・一部損壊の証明をします。

「り災証明」は、次のような場合に必要となります。
・融資等を受ける場合 ・各種の減免を受ける場合
・見舞金、補助金等の支給を受ける場合 等

全壊・半壊については、調査判定のうえ、後日証明書を交付します。

一部損壊については、聞取りのうえ、即時交付します。
なお、家屋の傾きにより判定が変更になる場合もありますので、該当すると思われる方は、再度ご相談ください。

- ・申請方法 代理の方でも申請できますが、被災者本人の印章が必要です。
申請に際し、損壊の状況を申告記入していただきます。

一部損壊で既に証明を受けられた方が、全壊又は半壊に申請を変更される場合は、交付された証明書をご持参のうえ、再度申請してください。

- ・受付・問い合わせ先
り災証明受付窓口（市役所4階 ☎23-5105）
※1階市民ホールから場所を移しました。

◆「り災証明」の再審査請求

家屋調査により判定を受けた「り災の程度」に不服がある方は、再審査の請求をすることができます。

り災証明書（原本）・印章をご用意のうえ、ご相談ください。
再調査、修繕経費による再判定をおこないます。

- ・受付・問い合わせ先
米子市災害復旧相談室（り災証明再審査請求相談窓口）☎23-5535・23-3082

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
災害の事実の証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査のうえ証明します。 (全壊・半壊…調査、一部損壊…聞き取りのうえ即時交付) ※「融資申込」「住宅入居申込」「保険金受取り」等が必要	り災証明窓口 (市役所4階) 23-5105
	り災届出証明	動産(家財や商品等)が損壊したことについて、市に届け出たことを証明します。	災害復旧相談室
住宅の修理	災害救助法による応急修理等	天井や壁の破損、雨漏りなどの応急修理 ・平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯 ・今後収入が見込めない世帯	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成12年11月30日
住宅の清掃・修繕	被災高齢者等の生活支援事業	自宅の小修繕や清掃等の助成 (平成13年3月末までに修繕が終わるものに限り) ・70才以上の高齢者・障害者・母子等の世帯 ・1世帯10万円、特別な場合20万円	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成13年1月10日
生活必需品の購入等	被災者生活再建支援制度	生活必需品の購入費・住居の移転費の経費を支給します。 (収入500万円以下の世帯に100万円を限度に支給等) ・住宅が全壊した世帯又は半壊で住宅を解体した世帯	災害復旧相談室
見舞金	見舞金支給	住宅が半壊以上の世帯へ支給 ・全壊…2万円 ・半壊…1万円 (県:全半壊…2万円)	申込みは 必要ありません
貸付金(一般向け)	災害援護資金	自宅が全半壊か、家財の被害が3分の1以上の場合に貸付け ・所得制限: 単身220万円未満、2人430万円未満等 ・貸付限度額: 全壊250万円、半壊170万円等 ・無利子、10年償還(内3年間償還猶予)	災害復旧相談室 ※申込み期限 平成13年1月31日
	母子・寡婦福祉資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
貸付金(企業向け)	地震対策特別資金	米子市の企業の被害の復旧に要する経費及び当面必要となる運転資金の貸付 ※利息は、当初6年間については県と市が負担し無利息とします。 保証料についても、当初6年間については県が負担します。	災害復旧相談室
住宅貸付	住宅金融公庫ほか	災害復興住宅融資 ※詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	各取扱金融機関
貸付償還延長据置(企業向け)	市制度融資償還延長・据置	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業に対し、市制度融資既借入金の1年以内の償還延長と併せて1年以内の据置措置を行います。	災害復旧相談室
償還条件緩和(農業者向け)	制度資金の償還条件緩和	災害により制度資金の返済が困難となっている被害農業者に対し償還猶予等の措置を行います。	既往借入金の融資機関
住宅の提供	市営住宅等への受入れ	被災世帯の市営住宅等への受入れ相談	建築課 23-5263
住宅の修繕・見積り	住宅修繕見積相談	家屋修繕の紹介・見積り等の相談	災害復旧相談室 市建設業協議会
消費生活に関する困りごと	消費生活相談	消費生活に関する契約上のトラブルなどの相談を受けます。	消費生活相談室 23-5379 35-6566
市税等の減免		市税・国保料・使用料(水道・下水道・農業集落排水等)等の減免 ※国民年金のご相談は、年金係まで(☎23-5142 土・日曜、祝日除く)	災害復旧相談室

その他

●家屋修繕に伴う瓦礫類の処分について

被災された家屋の修繕に伴う瓦礫類(瓦、ブロック等)の処分についてお困りの方は、下記までご相談ください。

▶環境課 ☎23-5257・清掃課 ☎22-5325

●住宅金融公庫等の災害復興のための住宅貸付を受けられた方に対して、県と市からの利子補給制度が決まりました。

手続き方法等の詳細が決まりましたらお知らせします。

お問い合わせ、ご相談は下記まで

●「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階

(総合窓口) ☎23-5530~5534
(") ☎23-3099
(家屋解体撤去) ☎22-5182・22-5183
(り災証明) ☎23-5105
(り災証明再審査請求) ☎23-5535・23-3082

●「住宅復興窓口」米子市役所1階市民コーナー ²³

☎23-5536・~~22~~-5537

※各窓口の受付時間：午前8時30分～午後5時(11月末までは、土・日・祝日も受け付けます。)

発行 米子市災害復興本部事務局(総務課) ☎23-5331